

京都市告示第 2 1 8 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 9 年 6 月 2 3 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科小山緯17号線	山科区小山北溝町32番地の1地先内	旧	メートル 11.00	メートル 0.90 ~ 2.45
		新	11.00	2.45
山ノ内7号線	右京区山ノ内養老町11番地の1地先内	旧	8.60	9.00 ~ 11.00
		新	8.60	5.65 ~ 9.40
醍醐北緯18号線	伏見区醍醐新町裏町4番地の7地先から 同町4番地の19地先まで	旧	4.00	9.40
		新	4.00	10.20 ~ 11.60

(建設局土木管理部道路明示課)